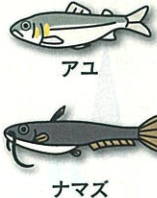


土岐川漁協 釣り場案内

魚種



⚡ 頭上の電線に注意！
河川の美化にご協力ください。
ゴミ、空き缶は持ち帰りましょう。

遊漁者の皆様へ

土岐川漁業協同組合 瑞浪市土岐町 6563-2 (0572-67-2416)

当組合の漁場区域は、裏面の案内図の通り多治見市の愛知県境より上流恵那市武並町に至る本流及び流入する各支川に漁業権を持ち、漁業法に基づき毎年各魚種を計画放流しております。
どうか入漁に際してマナーを守り楽しく遊んで頂けるようご協力ください。

◆遊漁料金

漁業証有効期間 1月1日～12月31日

漁法(手釣・竿釣・網)	遊 漁 料	現場加算
アユ魚 網年券	10,000 円	——
全魚種 竿年券	4,000 円	——
全魚種 減免	2,000 円	——
全魚種 日釣券	1,000 円	500 円

※網漁・減免の取扱いは、組合事務所の
みです。(網漁は、竿適用されます。)
※網漁の補助人は、遊漁券が必要です。
※中学生以下は、網以外の遊漁は無料です。
※心身障がい者は、竿釣りを減免

※全魚種・・・アユ・雑魚(アマゴ・ニジマス・ウナギ・コイ・フナ・ワカサギ等)が対象です。

※遊漁証(年券・日釣券)は組合指定遊漁証取扱所又は、組合指定のオンラインシステムにてお求め下さい。

◆遊漁証取扱所・オンラインシステム

安屋釣具店	土岐市泉町大富 269-6	0572-54-8345
釣具センター北海	土岐市土岐口南町 1-43	0572-55-4569
指定オンラインシステム	つりチケ土岐川漁業協同組合	WEB

◆遊漁期間と全長制限

魚 種	期 間	全長制限	魚 種	期 間	全長制限
ア ュ	解禁日 ～ 12月31日	——	コ イ	1月1日～ 12月31日	20 cm以下
アマゴ	解禁日 ～ 9月30日	15 cm以下	ウナギ	4月1日～ 9月30日	30 cm以下
ワカサギ	1月1日 ～ 12月31日	——	フ ナ	1月1日～ 12月31日	10 cm以下

※上記全長未満のものは採取してはならない。 ※採捕禁止期間に釣れたうなぎは放流してください。

◆漁具・漁法の制限

1. 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣に限るものとする。(釣り専用区内)
2. 竿の数は、アユ・アマゴ・ニジマス1本、その他魚種2本までとする。
3. アユ友釣りの掛針は、逆さ針より 10 cm以内で掛け針は 2 段以下とする。ガリ(禁止)
4. 投網(張切網)全長 18 cm以下 2 枚まで、網目の大きさ 15 cmにつき 10 節以下
5. 水中銃・火ぶり・瀬干し・にごりずき・毒物・電流その他組合が禁止している漁具・漁法
による魚類採捕は岐阜県漁業調整規則及び組合漁場管理規程により罰金が課せられます。

◆専用区及び禁漁区

釣り専用区(1月1日～専用区解除日)	禁漁区域(1月1日～12月31日)
1. 新町屋橋上流堰堤から下流、鳥ヶ瀬橋下流端まで	1. 土岐川、釜戸平山橋下流端から上流 540m、荻の吊り橋下流端まで
※専用区の解除 9月第3日曜日～11月末日	2 小里川、孕子橋下流端より上流 550m、益見橋下流端まで
	3 生田川、神生橋下流端より上流 600mの間、